

# 下田市景観計画における届出対象行為について

## 下田市景観計画における届出対象行為について

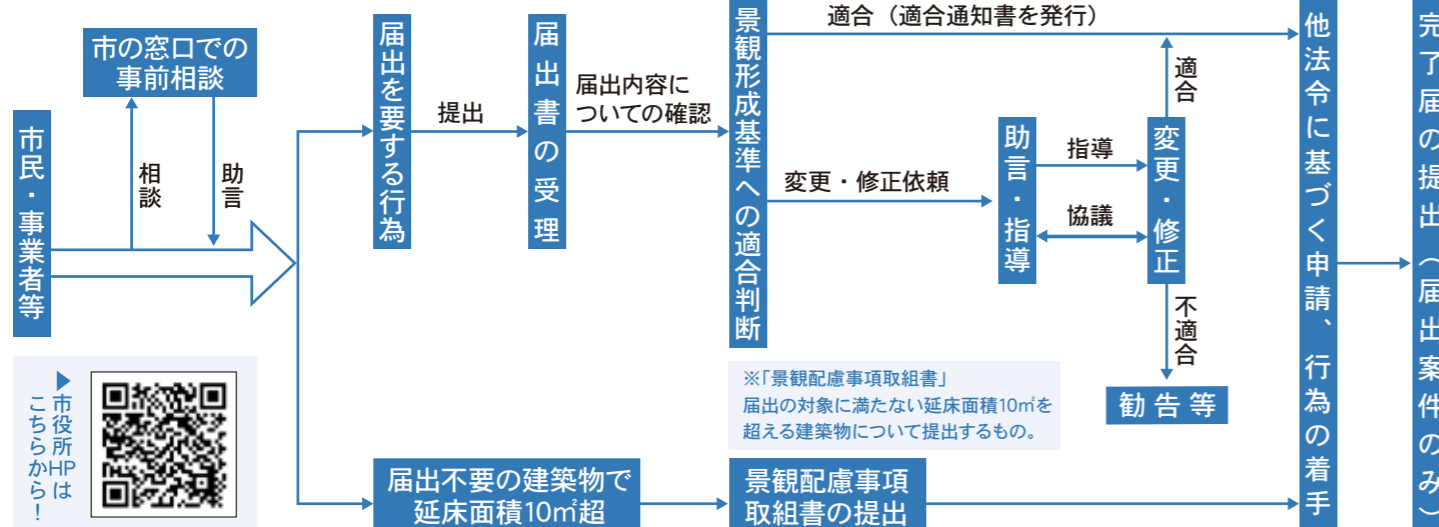
下田市景観計画では、その対象区域を市内全域に設定しています。これにより、市内において一定規模以上の行為を行う場合には、景観法第16条に基づき、届出をするよう定められています。

届出を要する規模については、行為の種類によって定められています。また、市内においても、景観的特徴のある地域をさらに「ゾーン」として区分けしており、規模の数値基準が異なります。詳しくは、建設課景観法担当又は市役所HPをご覧ください。

## 景観法に基づく届出対象行為

行為の種類	届出を要する規模			
	市域全域 (景観誘導ゾーン、景観重点地区以外)	景観誘導ゾーン	景観重点地区	
建築物 (沿道型商業施設を除く)	高さ13m超又は延床面積500㎡超	高さ10m超又は延床面積300㎡超	延床面積10㎡超	
沿道型商業施設	敷地面積500㎡超又は延床面積250㎡超	敷地面積300㎡超又は延床面積150㎡超		
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ15m超	高さ3m超	
	・送電鉄塔類	※届出対象外※		
	・煙突類	高さ6m超		
	・記念塔類	高さ4m超		
	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ13m超	高さ8m超	
	・エレベーター類	高さ13m超又は築造面積500㎡超	高さ10m超又は築造面積300㎡超	高さ3m超又は築造面積10㎡超
	・遊戯施設(コースター等)			
	・製造施設、貯蔵施設類	高さ5m超	高さ2m超	高さ1m超
	・擁壁			
	・法面、垣、柵、塀類	幅員13m超又は高さ5m超	幅員10m超又は高さ3m超	幅員10m超又は高さ3m超
・高架道路、高架鉄道、橋梁類				
・索道施設(ロープウェイ等)	高さ20m超	高さ13m超	高さ13m超	
・太陽光発電設備	高さ10m超又は設置面積500㎡超	高さ10m超又は設置面積300㎡超	高さ3m超又は設置面積10㎡超	
・風力発電設備類				
開発行為(宅地造成)	面積2,000㎡超	面積1,000㎡超	面積300㎡超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	敷地内の堆積面積の合計2,000㎡超又は堆積の高さ5m超	敷地内の堆積面積の合計1,000㎡超又は堆積の高さ3m超	敷地内の堆積面積の合計300㎡超又は堆積の高さ3m超	

## 行為着手までの手続きの流れ



# 『下田まち遺産手帖』バックナンバー

創刊準備号 2012年6月20日発行 表紙：認定番号59 深根城址

創刊号 2012年6月20日発行 表紙：認定番号84 報本寺 山随権現祭礼囃し

vol. 2 2012年12月13日発行 表紙：認定番号31 爪木崎

vol. 3 2013年3月8日発行 表紙：登録番号13 蓮台寺温泉 だけ桃の里

vol. 4 2013年8月30日発行 表紙：認定番号16 白濱神社 御三釜

vol. 5 2013年11月28日発行 表紙：認定番号54 田牛海岸

vol. 6 2014年3月28日発行 表紙：認定番号68 ベリー上陸記念碑

vol. 7 2014年8月1日発行 表紙：認定番号28 吉田松陰寓居処

vol. 8 2014年10月27日発行 表紙：認定番号66 神子元島灯台

vol. 9 2015年3月16日発行 表紙：登録番号11 渡邊蔵

vol. 10 2015年8月5日発行 表紙：認定番号95 下田漁港 金目鯛

vol. 11 2016年3月8日発行 表紙：認定番号122 下田公園開園広場からの眺望

vol. 12 2016年11月1日発行 表紙：認定番号6 はまぼう樹林

vol. 13 2017年1月30日発行 表紙：認定番号105 落合高根神社 鬼射

vol. 14 2018年3月16日発行 表紙：認定番号119 蓮台寺天神神社 大日如来坐像

vol. 15 2018年9月7日発行 表紙：認定番号107 田牛八幡神社おっぴいしゃり

vol. 16 2019年3月30日発行 表紙：認定番号26 尾ヶ崎ウイングからの眺望

vol. 17 2020年2月7日発行 表紙：認定番号78 武ヶ浜波除と今村公助功碑

vol. 18 2020年4月30日発行 表紙：認定番号1 入田浜

vol. 19 2020年12月18日発行 表紙：登録番号3 柳田蔵

vol. 20 2022年3月1日発行 表紙：認定番号51 寝姿山からの眺望

vol. 21 2022年10月1日発行 表紙：認定番号151 稲穂の稲作風景

vol. 22 2023年3月31日発行 表紙：認定番号139 お吉桜(国道414号 真作)

## 一景観まちづくりへの決意

下田市では、平成21年(2009)12月17日に「下田市景観まちづくり条例」の制定と、「下田市景観計画」を策定しました。  
市民が誇りに思い、次世代に継承したい、下田を象徴し、下田らしいものを「下田まち遺産」と名付け、市の景観施策の柱としてきました。この下田まち遺産を“未来へつなげていく”ことを目指し、「知る」・「創り」・「育てる」の三本柱を景観まちづくりの方針として推進してきました。三本柱の方針の内、「知る」取組みの1つとして市の景観広報誌『下田まち遺産手帖』の発行を平成24年(2012)に開始し、これまで11年間で計23冊を発行してきました。これからも市民共有の財産として、この「下田まち遺産」を未来へつなげるべく、取組を続けていきます。

＜バックナンバー問合せ先＞  
下田市建設課都市住宅係  
まち遺産手帖 担当  
TEL：0558-22-2219  
Mail：kensetsu@city.shimoda.lg.jp  
※一部在庫が無い号もあります。ご了承ください。

